

(保 33)

令和 3 年 5 月 7 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その44）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、令和 3 年 4 月からの「特に必要な感染予防策」を講じて行った診療について算定可能となる「医科外来等感染症対策実施加算」（5 点）及び「入院感染症対策実施加算」（1 日につき 10 点）について、初診又は再診から直ちに入院した場合の取扱いについて示されております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 44）
(令 3.5.7 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和3年5月7日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その44）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえた臨時的な診療報酬の取扱いについて、別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 令和3年2月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その35）」（以下、「2月26日事務連絡」という。）の2.（1）

①において、「特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、医科診療報酬点数表の次に掲げる点数を算定する場合、「A001 再診料」注10に規定する時間外対応加算1に相当する点数（5点）（以下、「医科外来等感染症対策実施加算」という。）をさらに算定できることとする」とされているが、再診から直ちに入院し、再診の費用が入院基本料等に含まれ、算定できない場合においては、医科外来等感染症対策実施加算は算定できるか。

（答）算定可。なお、その診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。

問2 2月26日事務連絡の2.（2）において、「特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、次に掲げる点数を算定する場合、一日につき「A218 地域加算（6級地）」の2倍に相当する点数（10点）（以下、「入院感染症対策実施加算」という。）をさらに算定できることとする」とされているが、医科外来等感染症対策実施加算及び入院感染症対策実施加算について、初診又は再診から直ちに入院した場合、併算定できるか。

（答）併算定可。なお、その診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。